

第5章 にいみ遺産の保存・活用に関する 課題・方針・措置

1. 基本理念と基本方針

本市の歴史文化の特性、にいみ遺産の保存・活用の現状を踏まえ、次に掲げる基本理念を実現するため、基本方針に基づいた、にいみ遺産の総合的な取り組みを行っていきます。

(1) 基本理念

誰もが歴史文化に誇りを感じ、
守り・伝え・つなぐまち にいみ

市民一人ひとりが地域の歴史文化に興味や誇りをもち、自発的に知り・調べ・学び、その中心となるにいみ遺産を、市民総がかりで守り伝え育て、その魅力を共有し、つないでいくまちを目指します。

(2) 基本方針

① にいみ遺産を誇りに感じる

にいみ遺産の調査・研究を行い、その価値を掘り起こすことで、市民がにいみ遺産は大切な財産であるとの誇りを醸成します。また、にいみ遺産について学習機会の創出を図ります。

② にいみ遺産を守る

にいみ遺産の保存・管理の推進や防災設備等への支援に取り組みます。

③ にいみ遺産を育て魅力を伝える

にいみ遺産の活用・普及に取り組み、また観光ルートの整備、情報発信を推進し、その価値を共有します。

④ にいみ遺産を共有しつなぐ

上記の方針を円滑に進めるため、関係団体や保存団体と情報共有し、協働でにいみ遺産の保存・活用体制を整備します。

2. 基本方針に対する課題・方針・措置

基本理念を実現するため、地域計画では、上記で設定した基本方針それぞれに対する課題を整理し、方針の内容を定め、措置を設定します。

措置に対する取り組み主体は、以下の通りです。

地 域：にいみ遺産を取り巻く地域住民や地域団体

所 有 者：にいみ遺産の所有者（団体を含む）、またはそれが所在する土地の管理者

専門機関：大学・博物館等

支援団体：文化財保存活用支援団体

行 政：新見市・新見市教育委員会

措置については、市費、県費、国費（文化財補助金・新しい地方経済・生活環境創生交付金等）、その他民間資金等を活用しながら進めています。

また、措置の実施時期は、前期は1～3年目（令和8～10年）、中期は4～6年目（令和11～13年）、後期は7～10年目（令和14～17年）の間に実施することとします。



写真 5-1 本市の市街地

① 「にいみ遺産を誇りに感じる」に関する現状と課題・方針・措置

(1) 現状と課題

課題①-1 にいみ遺産の調査が不十分である

にいみ遺産の適切な保存・活用を実施していくためには、それらを正しく把握するための調査の実施や充実が必須であるとともに、その価値付けを行うための調査・研究も必要です。

本市はこれまで市・町史編纂事業に伴う調査などで、にいみ遺産を把握してきました。しかしながら、第4章「既存のにいみ遺産に関する調査の概要」で示したとおり、旧市・旧町が行った調査内容や取り扱う項目等には違いがあり、調査・研究が十分に進んでいません。

特に今後調査が必要な分野は、近年管理が困難になっている寺社等の建造物や、規模が縮小しつつある祭礼行事、調査が未実施である文化的景観などが挙げられます。調査にあたっては、まず地域住民や学術・研究機関と協働で把握に努めるなど調査体制を整え計画的に実施する必要があります。

また、これまで、にいみ遺産に関する管理データの蓄積があるものの、市民等に広く公開できていなかったため、個人情報の保護や防犯等に留意しつつ、にいみ遺産情報の適正な公開及び活用に取り組むことが必要です。

課題①-2 学習機会を十分に提供できていない

本市は、郷土の歴史や特色を学ぶ「ふるさと学習」を小学校で実施していますが、文化財担当課と教育現場との連携が不十分です。にいみ遺産についての資料貸出や講座の提供を積極的に行うことや、学校外においても子どもたちが本市の歴史文化に誇りをもてるような学習機会を創出することが必要です。

また、生涯学習として本市の歴史などを学ぶ市民学習講座や天然記念物の羅生門【国】を案内するガイドの養成講座などを実施しています。市民向けのアンケート調査で「歴史や文化に関わるどんな機会に参加したいか」



写真 5-2 羅生門ガイドツアー

という設問に「文化財等の見学ツアー」という回答が多数あったことから、羅生門以外についてもツアーを実施できるようなガイドを養成し、体制を整えることも課題の一つです。また同設問で体験学習会・研修会という回答も比較的多いことから、体験学習を含めた学習機会を充実させていくことも必要です。

(2) 方針

方針①-1 にいみ遺産の把握調査の推進

これまでのにいみ遺産の調査の成果等を踏まえつつ、優先順位等を設定しながら調査計画を作成します。同時に、地域住民や学術・研究機関と協働してにいみ遺産の把握を進める体制を整えます。調査は、寺社等の建造物や、祭礼行事、文化的景観など調査が不足しているものを優先的に実施します。また、調査結果を分類・整理し、にいみ遺産についてのデータベースに登録し、地域や関係機関と情報共有できるよう一元管理し、公開することでにいみ遺産の価値や魅力を広めます。

方針①-2 幅広い学習機会の創出

小学校のふるさと学習の充実を図るため、教職員を対象とした研修会の実施や資料提供を行います。また、小・中学生向けや一般市民向けの学習イベントを開催し、体験学習や見学会など現地で学ぶ企画を通して、にいみ遺産への理解を深める機会の創出を推進していきます。

また、ガイドの養成講座を開催し、市民が歴史文化の魅力を学ぶ側から発信する側へ移行できるような体制を整えていきます。

(3) 措置

基本方針「にいみ遺産を誇りに感じる」に関する措置を以下の表に記載しました。

■措置1～5（方針①-1「にいみ遺産の把握調査の推進」に対する措置）

措置	措置の概要	取組主体					実施時期		
		地域	所有者	専門機関	支援団体	行政	前期	中期	後期
1 にいみ遺産の調査-計画の作成	調査内容や優先順位を示す具体的な調査計画を作成する。	-	-	○	-	◎			
2 にいみ遺産の調査-体制の整備	調査計画に基づき、地域や専門機関、各種団体と連携し、把握調査を実施する体制を整備する。	○	○	○	○	◎			
3 にいみ遺産の調査-調査の実施	調査計画に基づき把握調査を実施する。寺社等の建造物や、祭礼行事、文化的景観など調査が不足しているものを優先的に把握調査を行う。	○	○	○	○	◎			
4 発掘調査の実施	必要に応じて埋蔵文化財の発掘調査を行う。	-	-	○	△	◎	---	---	---
5 にいみ遺産のデータベース化	データベースに登録し、地域や関係機関と情報共有する。	○	○	○	○	◎	---	---	---

◎：主体となって取り組む ○：連携を行う △：連携体制を整えておく ■：期間中に実施する - - - : 恒常的に行う

■措置6～9（方針①-2「幅広い学習機会の創出」に対する措置）

措置	措置の概要	取組主体					実施時期		
		地域	所有者	専門機関	支援団体	行政	前期	中期	後期
6 小学校のふるさと学習と連携した教材や資料の提供	ふるさと学習の推進を図るために、教職員を対象とした研修会の実施や資料提供を行う。	-	-	△	○	◎			
7 小・中学生向け学習イベントの開催	にいみ遺産の魅力を伝えるため、見学会や体験学習ができるイベントを開催する。	△	△	-	◎	○			
8 社会教育におけるにいみ遺産に関する学習機会の充実	にいみ遺産についての講座やにいみ遺産を生かした体験学習の機会を創出する。	-	-	△	○	◎			
9 にいみ遺産ガイドの養成	にいみ遺産の魅力を市内外の人人に分かりやすく解説し、案内できるにいみ遺産ガイドを養成するための講座を開設する。	-	-	△	○	◎			

② 「にいみ遺産を守る」に関する現状と課題・方針・措置

(1) 現状と課題

課題②-1 保存・管理体制が整っていない

市に存在する指定等文化財は、文化財保護法や岡山県文化財保護条例、新見市文化財保護条例等により保護が図られています。しかし、過疎化や少子高齢化によりその他にいみ遺産を守ることが難しくなっています。にいみ遺産が継承されず所在が不明となったり、価値が認識されないまま毀損・滅失したり、継承が困難な状況となっています。にいみ遺産を未来へ確実に継承していくためには、保存継承のための補助や保管施設が必要です。

補助制度には、指定文化財を対象とした「新見市指定文化財保存事業等補助金」、伝統文化事業も対象の「新見市文化振興事業等運営費補助金」があります。しかし、これらの補助金すべて支援できているとはいはず、所有者や管理者の負担を軽減するため制度の見直しが必要です。また、国登録文化財の保存・活用が進んでいないため、国の補助制度の利用についても検討が必要です。

本市には保存のための施設が少ないため、適切な保存環境が整っていません。市が収蔵する古文書、考古資料、歴史資料、民具などは、収蔵スペース不足が顕著であるため保管施設の整備が必要です。

また、天然記念物など現地で保存・管理するものは、保存会など地域で管理しているものがある一方で、日常的な維持管理ができず、見学に適した環境ではないものも多くあり、保存活用計画等の個別計画の作成が必要です。



写真 5-3 新見市文化振興事業等運営費補助金を利
用し作成した郷土研究誌『yatabe』(編集:哲西民
俗研究会)

(2) 方針

方針②-1 保存・管理のための体制整備の充実

にいみ遺産を継承していくには、所有者等の負担を少しでも軽減させるため、既存の市の補助制度の見直しを検討していきます。また、国や民間の補助制度についても所有者などと情報共有し積極的な活用を推進します。

にいみ遺産の保管施設は、公民館や廃校など既存の施設の活用を視野に入れつつ、保

存・活用に適した施設整備を行い、適切な保存につなげます。また、保管に加えて展示や講座などを実施することで学習の場としての役割をもたせ、にいみ遺産や歴史文化を知るとともに、文化的な関心を深めることができる施設として整備を検討します。

また、現地で保存しなければならない天然記念物などは、日常的な管理や観光などの活用について所有者や管理者、地域住民の理解と協力、参加が重要で、行政が所有者等と連携し協働で守っていく体制が必要です。そのためには、地域に向けた保存や管理の必要性、活用について支援だけでなく、保存活用計画の作成を推進するなど道筋を設定します。

(3) 措置

基本方針「にいみ遺産を守る」に関する措置を以下の表に記載しました。

■措置 10~13（方針②-1「保存・管理のための体制整備の充実」に対する措置）

措置	措置の概要	取組主体					実施時期		
		地域	所有者	専門機関	支援団体	行政	前期	中期	後期
10 にいみ遺産の保存・管理・活用に対する支援の検討	にいみ遺産に対する補助制度として、既存の補助金制度の拡充を含めた仕組みづくりを行う。	-	-	-	○	◎			
11 国登録文化財の保存・活用の推進	今後の活用を前提に、国の「地域のシンボル整備」などの補助金を利用し修理などを行う。	△	○	○	-	◎	-	-	-
12 資料の保存・管理・研究・展示施設の整備の検討	市が所有する資料を保存・管理・研究・展示する施設の整備を検討する。	-	-	△	-	◎			■
13 保存活用計画作成の推進	指定等文化財の個別の保存活用計画の作成を推進する。	-	○	△	○	◎			

◎：主体となって取り組む ○：連携を行う △：連携体制を整えておく ■：期間中に実施する - - - : 恒常的に行う

〔※文化財の防災・防犯に関しても「にいみ遺産を守る」ためのカテゴリーに含めますが
内容（措置 14~19 を含む）は第 7 章に詳しく記載することとします。〕

③ 「にいみ遺産を育て魅力を伝える」に関する

現状と課題・方針・措置

(1) 現状と課題

課題③-1 情報発信が不足している

にいみ遺産のうち指定等文化財に関しては、冊子「新見市の文化財」や「新見市文化財マップ」、ホームページ、案内板で紹介しています。しかし、案内板はデザイン及び記載が不統一であることや、老朽化しているものの改修が進んでいないことが課題です。

また、にいみ遺産の所有者や管理者、地域、文化施設、行政、市外の関係団体などの連携が不足しているため、市内外へ効果的に情報発信するには、それぞれに協力依頼をして一体的に取り組むことが必要です。



写真 5-4 冊子「新見市の文化財」(左)
「新見市文化財マップ」(右)

課題③-2 観光振興のための活用が不十分

文化財は郷土の歴史文化の学習などに役立てられながら、観光資源としての役割も併せもちます。本市では観光資源としてにいみ遺産を活用していますが、ストーリーに沿って一体的・広域的に周遊を促せるような仕組みづくりが必要です。

また、本市が抱える人口減少問題への対策の一環として、にいみ遺産の魅力を市内外に発信し、交流人口、関係人口の増加に繋げていくことが必要です。そのため、観光部局では若い世代にも興味関心を寄せてもらうため、SNSなどを利用した広報活動、VRを利用した鍾乳洞見学などを実施しています。しかし、活用でき



写真 5-5 満奇洞VR体験

ているものは限定的であるため、今後は文化財部局と観光部局との一層の連携を図り、拡充していくことが必要です。

また、本市に残る歴史的建造物について、所有者や管理者にとってはどのような活用が可能かわかりづらいのが現状で、建造物としての魅力に着目した活用はできていません。

より多くのにいみ遺産を観光資源として活用することで、地域振興につなげていくことが必要です。

課題③-3 活用のための支援が不足している

にいみ遺産の活用方法が十分に周知されていないことで、活用について消極的な場合があります。そのため、にいみ遺産をまちづくりの核として活用するための人材育成や支援が必要です。また、歴史的な町並みを保存・活用する環境が整っていないため、今後管理ができず消失してしまう恐れがあります。

(2) 方針

方針③-1 情報発信の強化

観光・教育面で必要となるにいみ遺産の案内板設置やパンフレット、冊子などの作成を実施します。案内板等はデザインやコンセプトを統一し、計画的に交換、新設を進めます。また、美術館や公民館など文化施設等と協働でイベントを企画し、にいみ遺産の情報発信を一体的に行います。

市内外へ情報発信をできるよう庁内関係部署や他の自治体などと連携し、SNSやケーブルテレビ事業者等の媒体を活用し情報を効果的に発信していきます。

方針③-2 観光振興の推進

市内外の多くの人に、にいみ遺産の持つ価値や魅力に触れる機会を増やすため、広域的な観光ルートの設定に取り組みます。設定したルートは観光ツアーなどに活用できるよう庁内関係部署が連携して推進します。

また、にいみ遺産の魅力を様々な形で発信するため、仮想・拡張現実（VR・AR）技術などの先端技術を活用した情報提供を実施していきます。

歴史的建造物などで、会議やイベントなどを行う「ユニークベニュー」が全国的に増えており、本市でも、歴史的建造物などの魅力発信に繋がることからユニークベニューとしての活用を支援していきます。

方針③-3 にいみ遺産の支援や人材育成

にいみ遺産を核としたまちづくりを行っていくため、にいみ遺産の情報提供やノウハウの提供、また人的支援を行うための体制づくりに取り組んでいきます。それにより市民がにいみ遺産に親しみ、主体的に保存・活用に取り組んでいくことが可能になると考えられます。

また、歴史的な町並みや景観を保存・活用するための取り組みとして、地区内の修理・修景事業の検討や、ヘリテージマネージャー※などの人材育成、にいみ遺産の商品開発に協力することで、にいみ遺産を活かしたまちづくりを推進します。

※ヘリテージマネージャー…地域の歴史文化遺産を発見し、それを保存・活用する能力を持った人材。

(3) 措置

基本方針「にいみ遺産を育て魅力を伝える」に関する措置を以下の表に記載しました。

■措置 20~24 (方針③-1「情報発信の強化」に対する措置)

措置	措置の概要	取組主体					実施時期		
		地域	所有者	専門機関	支援団体	行政	前期	中期	後期
20 案内板設置等の環境整備、パンフレットなどの作成	にいみ遺産に関する統一したデザイン、コンセプトの案内板の設置、パンフレットを作成する。	○	△	△	○	◎			
21 ホームページやSNSを活用した魅力発信	にいみ遺産の魅力をホームページやSNSで発信する。	○	△	△	○	◎	---	---	---
22 文化施設等と連携したにいみ遺産の広報事業	美術館や公民館等で、にいみ遺産を紹介する展示やイベントを開催し、にいみ遺産の魅力を発信する。	△	-	△	○	◎			
23 にいみ遺産の公開支援	寺社等が所有する仏像等の公開を支援し、魅力を発信する機会を作る。	○	○	△	○	◎			
24 県内外の自治体等と連携した情報発信	他の自治体と連携してにいみ遺産の魅力や情報を発信する。	-	-	△	○	◎			

○：主体となって取り組む △：連携を行う ▲：連携体制を整えておく ■：期間中に実施する - - - : 恒常的に行う

■措置 25~28 (方針③-2「観光振興の推進」に対する措置)

措置	措置の概要	取組主体					実施時期		
		地域	所有者	専門機関	支援団体	行政	前期	中期	後期
25 にいみ遺産を観光資源としたコンテンツの制作	VRやARなどの最先端技術を使用した商品開発や体験型コンテンツなどを制作する。	-	-	○	△	◎			
26 にいみ遺産をめぐる観光ルートの整備、周知	にいみ遺産をめぐる観光ルートを整備し、市内外へ情報発信する。	-	-	○	△	◎			
27 観光関係者と連携したツアーの実施	観光協会や旅行会社と連携し、にいみ遺産の魅力や観光ルートなどの情報を提供し、ツアーなどを実施する。	○	-	○	△	◎			
28 にいみ遺産のユニークベニューとしての活用支援	にいみ遺産をユニークベニューとして活用を希望する団体等を支援する。	△	◎	-	○	△			

■措置 29~32 (方針③-3「にいみ遺産の支援や人材育成」に対する措置)

措置	措置の概要	取組主体					実施時期		
		地域	所有者	専門機関	支援団体	行政	前期	中期	後期
29 歴史的な町並みや景観の保存・活用の検討	歴史的な町並みや景観を守るために、地区内の修理・修景事業を検討し、まちづくりに活かす。	-	△	-	○	◎			
30 にいみ遺産を活用したまちづくりを担う人材育成の支援	歴史的建造物の保存・活用やまちづくりの支援を行う人材育成、ヘリテージマネージャーの養成を支援する。	-	-	○	△	◎			
31 にいみ遺産を活かした商品開発	にいみ遺産についての資料を提供し、企業や地域団体において商品開発を推進する。	○	-	○	△	◎			
32 にいみ遺産を活用し、まちづくりに活かす取組の支援	にいみ遺産を活用し交流人口の増加を図る取組を行う企業や地域コミュニティなどを支援する。	△	△	-	○	◎			

④ 「にいみ遺産を共有しつなぐ」に関する

現状と課題・方針・措置

(1) 現状と課題

課題④-1 関係団体との連携が不十分である

にいみ遺産の所有者や関係団体などは文化財担当課と個々の繋がりはあるものの、保存会同士や所有者同士の連携が不十分です。そのため、地域縦がかりで、にいみ遺産の保存・活用していくためには、にいみ遺産に関わる各関係者との連携体制が必要です。

課題④-2 専門職員が不足している

現状、文化財専門職員の不足も相まって、にいみ遺産に関する多くの課題を抱えています。早期解決、対処していくためにも専門職員の配置の見直し、また技能向上の機会が必要です。

(2) 方針

方針④-1 関係団体との連携体制の構築

にいみ遺産には多くの主体が関わっており、所有者や管理者、保存会や地域運営組織などがにいみ遺産の保存と活用に取り組んでいます。連絡協議会など情報共有の場を提供し、関係者たちを結びつけ、にいみ遺産を協働でつないでいく体制の整備を進めていきます。

本市の府内の連携体制を整え、国、県等の関係部局や他自治体との連携を強化していきます。

また、行政と民間の円滑な連携によって、にいみ遺産の保存・活用を目指すため、文化財保存活用支援団体の指定を推進し、活動支援に取り組みます。

方針④-2 保存・活用のための人材の確保と育成

文化財保護行政の推進のため、文化財専門職員の継続的な確保に努めます。専門知識だけではなく、地域計画を遂行する上で必要な総合的にマネジメントする能力の向上を目指します。

(3) 措置

基本方針「にいみ遺産を共有しつなぐ」に関する措置を以下の表に記載しました。

■措置 33~35 (方針④-1「関係団体との連携体制の構築」に対する措置)

措置	措置の概要	取組主体					実施時期		
		地域	所有者	専門機関	支援団体	行政	前期	中期	後期
33 にいみ遺産の関係者による連絡協議会体制の構築	にいみ遺産の所有者や管理者、歴史や自然愛好者が連携して保存・活用を進めていくために連絡協議会体制を構築する。	△	○	○	○	◎			
34 にいみ遺産保存活用支援団体の指定・活動支援	にいみ遺産を保存・活用する団体を育成し、支援団体に指定及び活動支援を行う。	○	△	○	○	◎			
35 にいみ遺産の保存・活用のための体制整備と充実	府内の横断的な連携体制を整えるとともに、岡山県をはじめ、府外関係機関などとの連携を強化する。	-	-	○	-	◎			

◎：主体となって取り組む ○：連携を行う △：連携体制を整えておく ■：期間中に実施する - - - : 恒常的に行う

■措置 36~37 (方針④-2「保存・活用のための人材の確保と育成」に対する措置)

措置	措置の概要	取組主体					実施時期		
		地域	所有者	専門機関	支援団体	行政	前期	中期	後期
36 文化財専門職員の採用と配置	文化財専門職員の拡充や人材確保を計画的に実施する。	-	-	-	-	◎			
37 文化財専門職員の資質向上	文化財専門職員の知識や技能を向上させるため、研究機関などの研修会の受講を推進する。	-	-	○	-	◎	- - -	- - -	- - -